

(仮称) 浦添市新クリーンセンター施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問への回答書

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第3節	3	(2)	イ	(ア)	d				
1	入札説明書	17	第3節	3	(2)	イ	(ア)	d	JVの監理技術者配置	第1回入札説明書等に関する質問への回答書(入札参加資格に関する質問) No.9『監理技術者の配置』において、『監理技術者の専任配置は本工事の準備工事開始以降と考えてよい』とのご回答をいただいております。 応募者が構成する企業グループが乙型JVの場合、以下のとおり監理技術者を常駐配置するものと考えてよろしいでしょうか。 建築工事(※準備工事含む)の開始時より：建築事業監理技術者 プラント工事の開始時より：清掃施設工事監理技術者	ご理解のとおりです。	
2	要求水準書第I編	4	第1章	第1節	6	2)	(1)		赤土対策	浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価書2.5.8(3)において、「工事期間中は工事中の暫定対策として仮表土保全装置(砂利敷、土壌団粒化剤散布等)を設置することとし～」とあり、表5.1-1(3)において、「ウ.最終沈殿池の必要容量について、対象裸地面積から仮表土保全措置の区域を除外するとしているが、対象裸地面積から除外しないこと。」とする知事意見に対して、「上記ア)の算出において、仮表土保全措置を除外しないで算出するように指示します。」と都市計画決定権者の見解が示されておりますが、沖縄県赤土等流出防止条例届出・通知の手引きによれば砂利敷設は「表土保全装置」として例示されています。当社がいう砕石舗装が同手引きでいう砂利敷設の要件を満たせば、「表土保全措置」としてお認めいただけると考えてよろしいでしょうか。また、お認めいただけない場合は、「表土保全措置」に相当する工法を開示いただけませんか。	知事意見については、砂利敷設を行い、工事完了となる場合は、「表土保全装置」となるが、工事中の暫定対策として砂利敷設を行う場合は、工事の進捗にあわせて砂利敷設部分が掘削作業等で裸地になる可能性もあることから、「仮表土保全装置」に当たるといった意見だと認識しております。 建設事業者が行う関係官庁との調整により、建設事業者が行った砂利敷設を関係官公庁が「表土保全装置」と認めた場合は可能です。なお、関係官公庁との調整により建設事業者が想定していた工法が認められない場合は、建設事業者が改めて最適な工法を検討し、対策をしてください。なお、これらに係る対応は、すべて建設事業者の責任と費用負担により実施するものとします。	
3	要求水準書第I編	4	第1章	第1節	6	4)			磁気探査	「本市において地質調査及び磁気探査は実施済みであるが、これらはいくまでも参考資料とし、建設事業者において、追加調査が必要と判断する場合は、建設事業者の負担において調査を行うこと」と記載されておりますが、添付資料6だけでは不発弾が存在しないことを確約できないこと、実態として埋立地からも不発弾が発見される事例があることから、追加調査は必要と考えます。 ここで、調査方法については、補助金適用する場合としない場合で仕様が変わりますが、公共工事において安全性確保を最優先するために、補助金申請時に求められる仕様を適用するということが宜しいでしょうか。	沖縄県の磁気探査実施要領に基づいて実施してください。	
4	要求水準書第I編	8	第1章	第1節	7	8)			液状化対策	「液状化対策の調査に係る費用は建設事業者の負担とするが、液状化対策が必要となった場合の設計及び施工に係る費用は、本市と協議のうえ、決定する」とありますので、調査費用は事業者見積りに含め、対策費用は含めない、という理解でよろしいでしょうか。	「第1回入札説明書等に関する質問への回答(入札参加資格以外に関する質問)」から内容を変更します。 建設事業者は、液状化対策の調査を行い、必要に応じて液状化対策の設計及び施工を行ってください。具体的な工法については、実施設計時の地質調査結果により検討を行い、本市の承諾を得てください。液状化対策の調査に係る費用並びに液状化対策が必要となった場合の設計及び施工に係る費用は建設事業者の負担とします。 なお、液状化対策の実施範囲は、事業実施区域とし、構内道路、フェンス、緑地、駐車場などの外構は対象外とします。 要求水準書の該当箇所を修正します。 詳細は修正後の要求水準書を確認してください。	
5	要求水準書第I編	8	第1章	7	8)				液状化対策	外構は要求水準書添付資料04_土質調査報告書より一般値を用いて検討した結果、液状化の発生リスクは高くなく、仮に発生しても程度は軽微であると考えておりますが、貴市にて必要と想定される液状化対策があればお示しいただけませんか。	No.4を参照してください。	
6	要求水準書第I編	46	第1章	第10節	2	5)	(10)	⑧	現場事務所	—	【市からの連絡事項】 冷暖房機器のうち、暖房機器については不要とします。 要求水準書の該当箇所を修正します。 詳細は修正後の要求水準書を確認してください。	
7	要求水準書第I編	146	第2章	第14節	4	5)	(2)		洗車待機スペース	プラットホームに洗車スペースを設ける場合、要求水準書P.146記載の「洗車装置待機車両スペース」として、投入扉の前を兼用する提案は可能でしょうか。	不可とします。	

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
8	要求水準書 第I編	152 153	第3章	第1節	2.	1), 3)				破砕機仕様	現地見学会の際、資源の有効利用の観点と引取業者様の受入基準により、自転車等の不燃粗大ごみも極力、人手による解体/選別作業を行っている旨を伺いました。 本状況を踏まえた破砕機並びに供給系統の検討のため、「破砕機供給可能最大寸法：長さ2m x 幅1m x 高さ1m」として想定される最大処理物がどのようなものかご教示願います。	最大処理物としてはマッサージチェアやスチール棚等を想定しています。
9	要求水準書 第I編	153	第3章	第1節	3.	1), 2)				破砕機仕様	マテリアルリサイクル推進施設は要求水準書「第1章 第2節 1. 処理能力」にて「14t/5h」、同書「第3章 第1節 1. 処理系列及び能力」に以下に示す各系列の処理能力の記載があります。 1) 不燃ごみ(燃えないごみ)：[8.4]t/5h 2) 粗大ごみ：[3.4]t/5h 3) 資源化施設からの選別残さ：[2.2]t/5h 加えて「低速せん断式破砕機」及び「高速回転式破砕機」の設備仕様としてそれぞれ「[14]t/5h」のご要求がございますが、各系列のごみの受入量は現状計画を適用する一方、破砕機を含む各設備仕様は設備仕様の最適設計のため、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	事業者提案は不可とします。
10	要求水準書 第I編	182	第4章	第2節	2	2)	(2)			来場者利用コーナー	展示・学習コーナー、ラウンジ、大会議室等の空間は地域住民の方々から要望があった場合、場所の貸出や開放は想定されていますか。もし想定されている場合、その使用頻度の目安もご教示ください。	施設見学や会議等がない空きがある時に要望があれば貸出することは検討しているが、使用頻度については未定です。また、空間の開放については想定していません。
11	要求水準書 第I編	182	第4章	第2節	2	2)	(2)			来場者利用コーナー	展示・学習コーナー、ラウンジを積極的に利用してもらいたいターゲット層（例：小学生、子育て世代等）や空間利用の仕方として諸室使用に記載の内容以外にも、要望や具体的な想定があればご教示ください。	施設見学については、市内小学校の受入は予定しています。また、高校生以上の環境教育リーダー育成のための施設見学に活用する予定です。
12	要求水準書 第I編	182	第4章	第2節	2	2)	(2)			来場者利用コーナー	展示・学習コーナー、ラウンジ、大会議室等の空間を用いて、事業者側が地域の活性化や環境啓発につながるイベント等を計画することは可能でしょうか。	可能です。ただし、市が開催するイベントと内容が重複しないよう市と事前に調整してください。
13	要求水準書 第I編	187	第4章	第2節	2	3)	(2)	④		草木ヤード	草木ヤードを工場棟内に設置することは可能でしょうか。	関連法規等を満たせば可能です。なお、関連法規等とは、建築基準法や消防法等を想定しておりますが、これらに関わらず必要な法規を遵守してください。
14	要求水準書 第I編	187	第4章	第2節	2	3)	(2)	④	へ	草木ヤード	屋根は、搬入時の作業を考慮した高さとする、とありますので、最大10tボディ車のダンプを考慮して、梁下有効高さを6.5m以上と考えれば良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書 第I編	188	第4章	第2節	3	1)	④			団体見学の実施日時について	「団体見学は、本施設で開始し、本施設と浦添市リサイクルプラザを見学する計画とする。」とあり、見学者対応の受付時間については、第1回入札説明書等に関する質問への回答書・No. 257で「平日の午前8時30分から午後5時15分まで」とご回答いただいております。 一方で、現状の浦添市リサイクルプラザの開館日・時間は「月曜日祝祭日および年末年始（12/29～翌年1/3）を除いた午前9時～午後5時」となっており、リサイクルプラザが閉館している月曜日や平日の午後5時以降も見学受付時間となっております。 つきましては、リサイクルプラザ閉館時の団体見学対応について、貴市のお考えをご教示いただけないでしょうか。	団体見学でクリーンセンターとリサイクルプラザ両方を見学する場合、リサイクルプラザに引き継ぐ時間に関しては、月曜日を除く平日の午前9時から午後4時までにしていただきますようお願いいたします。 クリーンセンターのみの見学に関しては要求水準書のとおり平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。
16	要求水準書 第I編	188	第4章	第2節	3	表4-3				団体見学の流れ	①新施設稼働後の既設リサイクルプラザの団体見学対応は、現在リサイクルプラザにいる職員の方が引き続き対応していただけるものと考えてよろしいでしょうか。 ②その場合、団体見学で運営事業者が対応する内容は、要求水準書（第I編 設計・建設工事編）P188「表4-3 団体見学の流れ（参考）」に明記されている「①本施設」「③本施設」と理解してよろしいでしょうか。また本施設から浦添市リサイクルプラザへの誘導・引率、および浦添市リサイクルプラザから本施設への誘導・引率は貴市にて対応いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②団体見学で運営事業者が対応する対象施設は、ご理解のとおり本施設です。なお、本施設から浦添市リサイクルプラザへの誘導・引率、および浦添市リサイクルプラザから本施設への誘導・引率は運営事業者が対応してください。
17	要求水準書 第I編	203	第4章	第4節	2.	5)	(2)			門扉	門扉に関して「レールを用いない方式」とのご指定ですが、貴市の基準風速に耐えうるノンレール式の門扉が製品として確認できませんでした。製品の流通がないことを前提に実施設計にて門扉仕様についてご協議頂けますでしょうか。	ご提案を認めます。指定の門扉仕様について、製品の流通がない場合に限り、実施設計にて協議により決定するものとします。
18	要求水準書 第I編	205	第4章	第5節	2					空気調和設備工事	—	【市からの連絡事項】 空気調和設備のうち、暖房設備については不要とします。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細は修正後の要求水準書を確認してください。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
19	要求水準書第I編	206	第4章	第5節	4	2)	(2)			給排水設備工事	—	【市からの連絡事項】 給水量算定条件の本市職員人数を修正します。 要求水準書の該当箇所を修正します。 詳細は修正後の要求水準書を確認してください。
20	要求水準書第I編	212 213	第4章	第5節	表4-11	表4-12				諸元表	—	【市からの連絡事項】 空調設備のうち、暖房設備については不要とします。 要求水準書の該当箇所を修正します。 詳細は修正後の要求水準書を確認してください。
21	要求水準書第II編	18	第4章	第8節	8)					草木ヤード	「草・木については、本市が破袋等の処理、積込及び搬出を行う。運営事業者は、草・木を搬出するまで適切に保管すること。」とありますが、搬入される草木の荷降ろしおよび保管コンテナへの横持ち作業は、貴市にて実施いただけるものと理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書第II編	31	第8章	第6節	2)					見学者対応	「運営事業者は、団体見学者の受付を行うこと。」とありますが、運営事業者が受付を行う対象者は「クリーンセンターとリサイクルプラザを両方見学する方」と「クリーンセンターのみを見学する方」であり、「リサイクルプラザのみを見学する方」が来場した場合は貴市に連絡し、貴市にて対応いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	落札者決定基準	4	表1							非価格要素審査の評価項目及び配点(1/3)	第1回入札説明書等に関する質問への回答書（入札参加資格以外に関する質問）No.287『施設停止時におけるごみ代行処理の確保』について、「自治体間での協定を締結し、余力の範囲内で相互協力する」と記載されています。 ①要求水準書第II編P-8に「他施設の処理を受託した場合に運営事業者は協力する」とある一方、落札者決定基準P-4では「ごみ代行処理の確保」が求められています。事業者提案にて求められているのは、後者（新施設停止時の他施設での代行処理）という解釈でよいでしょうか？ ②上記解釈が正の場合、相互協力協定を円滑に行うための設備面や運営面でのご提案が評価の対象とされるという解釈でよろしいでしょうか。	事業者提案の「ごみ代行処理の確保」については、一般廃棄物処理業務の相互協力を円滑に行うための提案や相互協力時に県内の一般廃棄物処理施設のみでは処理できない事態となった場合等に対する提案を求めています。 本市としては本施設が停止した際もごみ処理を継続していくための具体的な提案を求めています。 なお、本島内は全て相互協力を締結していますので、県内の産業廃棄物処理施設や県外施設についても提案をいただければと考えています。
24	落札者決定基準	4	表1							非価格要素審査の評価項目及び配点(1/3)	仮に他施設へ持ち出す場合、搬出先の制約はございますでしょうか。	搬出先の制限を設けてはいませんが、コストや各種手続き等も考慮した現実的で具体的な提案をお願いします。
25	落札者決定基準	7	第3節	2	(2)					評価基準及び得点化方法	—	【市からの連絡事項】 非価格要素点の算出方法について誤りがありましたので、以下のとおり修正します。 「修正後：非価格要素点＝非価格要素審査の評価項目得点の合計値」 「修正前：非価格要素点＝600点×（非価格要素審査の評価項目得点の合計値／100）」 落札者決定基準の該当箇所を修正します。 詳細は修正後の落札者決定基準を確認してください。
26	落札者決定基準	7	第3節	3						価格審査	価格点の算定にあたっては、定量化限度額を設定されるのとことですが、設計・建設工事費および運営業務委託費を合計した入札金額に対して設定し、計算されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	提出図書の作成要領	4	(2)	⑩						様式7-3-1 様式7-3-2 要求水準書に対する設計仕様	基礎審査に関する提出書類は様式7-3～7-4で通し番号を付すこととありますが、分冊にした場合、各分冊ごとの通し番号とさせていただいてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
28	提出図書の作成要領	4	(2)	⑪						様式7-3-1 様式7-3-2 要求水準書に対する設計仕様	基礎審査に関する提出書類は様式7-4に応募者番号を記載することとありますが、いただいた様式7-3の様式には応募者番号の記載がありません。様式7-3-1、様式7-3-2はいただいた様式のまま提出させていただいてよろしいでしょうか。	様式7-3-1、様式7-3-2に応募者番号を記載する必要はありません。「様式7-4 提案設計資料」の一部（2 設計仕様書）として提出願います。
29	提出書類の作成要領	5	1	(3)	⑥	ウ					事業計画に関する提出書類として、「様式9-1～様式9-9」とご指示いただいておりますが、様式9-1～ではなく、「様式9-3～様式9-9」と理解してよろしいでしょうか。様式9-1及び様式9-2は入札書にのみ同封するものと認識しております。	ご理解のとおりです。当該箇所は、「様式9-1～様式9-9」ではなく「様式9-3～様式9-9」と読み替えてください。
30	様式5-2委任状										「※共同企業体構成員の欄が足りない場合は、本様式に準じ適宜作成・追加すること」とありますが本様式に記載する企業は共同企業体構成員のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、全てのJVの共同企業体構成員の記載が必要です。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
31	様式7-3										6/14に要求水準書の修正がありました。様式7-3（第Ⅰ編及び第Ⅱ編）については修正された様式が到来していませんので修正データを送付頂きたく、よろしくお願い致します。	様式7-3を修正します。 詳細は修正後の様式7-3を確認してください。
32	様式7-3（第Ⅱ編）		第1章	第4節	4	2)	(4)			プラントに関する項目	99行目と100行目の(3)と(4)が重複しているため、(4)の削除をお願い致します。	No. 31を参照してください。
33	様式7-4運営体制										年度によって運転人員の人数が異なる場合は、年度ごとの計画に沿った形で複数枚か、もしくは代表的な年度を1枚作成しても宜しいでしょうか。	年度によって運転人員の人数が異なる場合は、年度ごとの計画に沿った形で複数枚提出してください。
34	様式8-4別紙									地元雇用および地元発注額	運営の主たる業務を行う地元企業（協力企業）に地元在住者と地元外在住の従業員が含まれる場合、「1 運営業務において予定する地元雇用に係る年度別人件費等」には、地元在住者の人件費は記載せず、人数のみを記載し、給与については「(2)運営業務において予定する地元企業への発注予定額等」に業務委託費として一括で記載できるものと理解でよろしいでしょうか。当該企業が地元在住者と地元外在住者を本施設の運営に起用する場合、金額の面では地元発注に計上したほうが有利と考えられます。応募者間の条件レベリングの観点から質問させていただきます。	協力企業の体制がどうであれ、地元雇用へ計上するのか、地元発注へ計上するのかについては、事業者の提案とします。その上で運営の主たる業務を行う地元企業（協力企業）に地元在住者と地元外在住の従業員が含まれる場合であって、地元発注に計上した場合、地元雇用に重複して計上することは不可（人数のみの場合も含む）とします。
35	様式8-4別紙									地元雇用・地元発注額	業務従事期間について、詳細な年月を記載する様式となっておりますが現時点で詳細な従事期間を記載することが難しい場合ございます。そのため、記入する期間は建設期間中は建設工期、運営期間中は運営期間を記載してもよろしいでしょうか。	詳細な従事期間を記載することが難しい場合は、ご提案を認めます。ただし、非価格要素審査の評価項目No. 4において、「具体的に優れた提案」を求めている点にご留意ください。
36	様式8-13別紙									年度別余剰電力量	事業者提案値について、『「要求水準書第Ⅰ編第2節3 2) (1)エネルギー回収型廃棄物処理施設のごみ質」に示した低質ごみから高質ごみの範囲内のごみ質変動が生じても遵守可能な提案とすること』との条件がございます。ごみ質変動の予測は困難であり、提案値は「〇〇の条件下における値」とならざるを得ません。よって、各事業者提案値の公平な評価のため、余剰電力量算出は基準ごみ時とさせていただきますでしょうか。	様式8-13別紙を修正します。 詳細は修正後の様式8-13別紙を確認してください。
37	第1回入札説明書等に関する質問への回答書（入札参加資格以外に関する質問）	3	No. 37							敷地情報	敷地境界座標など「閲覧可」とご回答頂いた資料に加えて、浦添市クリーンセンター及びリサイクルプラザの設計図面を閲覧させて頂けないでしょうか。工期短縮検討のため、特に杭図面を閲覧させて頂きたいと申し上げます。	3施設（既存施設、灰溶融施設、浦添市リサイクルプラザ）の杭工事図面を、浦添市役所5階新施設建設室にて閲覧可とします。なお、閲覧期限は令和6年8月30日17時までとします。
38	第1回入札説明書等に関する質問への回答書（入札参加資格以外に関する質問）	4	No. 45								—	【市からの連絡事項】 「第1回入札説明書等に関する質問への回答（入札参加資格以外に関する質問）」から内容を変更します。上水引込み及び下水道接続に対する負担金等のうち、本設に係る費用も建設事業者の負担とします。要求水準書の該当箇所を修正します。詳細は修正後の要求水準書を確認してください。
39	第1回入札説明書等に関する質問への回答書（入札参加資格以外に関する質問）	4	No. 51							津波・高潮等の浸水対策	ポイラー給水ポンプや脱気器給水ポンプなどの設置場所の出入口扉について高潮浸水に対する止水性能を求めているかとの質問に対し、ご理解のとおりと回答があります。工場棟外側に対し高潮浸水対策をしていて工場棟内部に浸水しない場合、工場棟内部の扉については除外されるとの理解でよろしいでしょうか。	十分な高潮浸水対策によって工場棟内部に浸水しないと本市が判断できる場合、工場棟内部の扉については除外することも可とします。
40	第1回入札説明書等に関する質問への回答書（入札参加資格以外に関する質問）	4	No. 52							計画スケジュールと杭工法の確認	計画工期のベースとされた杭工法、杭工期を開示していただくことは可能でしょうかとの質問に対し、提示できる資料はありませんと回答があります。地質調査や磁気探査調査の結果、杭工法や杭工期を提案内容から変更せざるを得ない場合は、別途協議頂くことでよろしいでしょうか。	地質調査や磁気探査調査の結果を踏まえ、事業者と本市の協議により、提案内容から杭工法及び杭工期を変更することは可能ですが、契約期間及び契約金額の変更は不可と考えております。ただし、地中障害物人工物等の予期しない地中障害物が確認された場合は、別途協議とします。
41	第1回入札説明書等に関する質問への回答書（入札参加資格以外に関する質問）	14	No. 209							搬入車用トイレ	「搬入者用トイレのうち、多目的トイレは計量棟内の従業員トイレと兼用を可とします」と回答を頂いていますが、利用者のより一層の安全性を考慮し、管理棟の車椅子使用者用駐車場に停車し、管理棟内の多目的トイレを使用する計画としてもよろしいでしょうか。	管理棟の身障者用駐車場の一般利用に支障ないよう、駐車場数や多目的トイレの出入口が配慮されており、第1回入札説明書等に関する質問への回答書（入札参加資格以外に関する質問）時に回答した各条件を満たす場合は、ご提案を認めます。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
42	第1回入札説明書等に関する質問への回答書 (入札参加資格以外に関する質問)	14	No. 223							運営・維持管理必要資格 (参考)	—	【市からの連絡事項】 「第1回入札説明書等に関する質問への回答(入札参加資格以外に関する質問)」から内容を変更します。 現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する技術者については、運営期間中は運営事業者にて配置して下さい。 入札説明書の該当箇所を修正します。 詳細は修正後の入札説明書を確認してください。
43	第1回入札説明書等に関する質問への回答書 (入札参加資格以外に関する質問)	16	No. 232							受付管理	①計量棟での受付の具体的な内容に対するご回答として「小動物の死骸の個数、重さを計量する。」とあります。 小動物に関しては複数体のものを1回計測し、動物の種類などの記録は不要で個数と重量だけが記録として残れば良いという理解でよろしいでしょうか。	個数・重量に加えて搬入者に確認のうえ、種類(犬、猫等)も記録をお願いします。
44	第1回入札説明書等に関する質問への回答書 (入札参加資格以外に関する質問)	16	No. 233							計量データの管理	混載ごみの計量方法に対するご回答は「要求水準書のとおりとします。混載ごみについて、ごみ種別ごとにおおよその内訳を把握するために必要です。ご指摘の差異についても、計量棟計量機の搬入量を正とし、小型計量機の計測した値を用いて割合を算出し、ごみ種別ごとの搬入量とするため、要求水準書のとおりとします。」となっております。 割合を算出するための計量を例えばフォークリフトに重量計(非認定品)をつけて概略の重量を計測し、按分するという提案は可能でしょうか。	小型計量機に限らず、おおよその混載ごみを計量することができる方法であれば提案可能です。ただし、フォークリフトを利用する場合であって、労働安全衛生規則 第151条の14(主たる用途以外の使用の制限)に抵触する恐れがある場合は、ご提案を不可とします。なお、混載ごみ中のごみ種別ごとの搬入量を算出できるシステムをご提案ください。
45	第1回入札説明書等に関する質問への回答書 (入札参加資格以外に関する質問)	19	No. 264							余熱利用管理	買電先の選定に関する質問に対し「第2回入札説明書等に関する質問」にて再質問してくださいとの回答を頂いておりますが、運営事業者の買電先に対する指定はないと考えて宜しいでしょうか。選定に関して何か条件などあればご教示お願い致します。	本事業における買電及び売電先となる電力事業者については、協議して市が指定します。 なお、事業提案書及び入札書の提出に際しての買電単価については、入札公告時における最新の沖縄電力株式会社の単価としてください。
46	第1回入札説明書等に関する質問への回答書 (入札参加資格以外に関する質問)	19	No. 271 No. 272							計画ごみ処理量等(参考)	要求水準書添付資料12_計画ごみ処理量等(参考)(令和6年6月14日修正)にて、R3-5年度の浦添市クリーンセンターの焼却灰・焼却飛灰の搬出量についてご提示いただきました。この3年間の焼却量は約28,000~29,000トンでほぼ横ばいであり、焼却飛灰も1,000~1,100トンでほぼ同じですが、焼却灰に関しては、R3年度が2,999トン、R4年度が2,733トン、R5年度が2,187トンと徐々に減少しております。特にR5年度の排出量が大きく減っていますが、その理由についてご教示のほどお願い致します。	ご提示できる資料はありません。
47	第1回入札説明書等に関する質問への回答書 (入札参加資格以外に関する質問)	20	No. 285							地元発注金額	乙型である元請JVに建築物等の設計建設を行う本市企業Aおよび本市外企業Bとで構成される甲型JVが含まれる場合の地元発注の計上方法についてご質問します。 甲型JV側から地元下請企業への発注金額については下記の計算に基づいて計上できるものと理解でよろしいでしょうか。 ①【元請甲型JVの地元発注額】 ・元請甲型JVの請負金額から1次下請への発注額を控除した額に構成員である本市企業Aの出資比率分を計上 ②【1次下請となる本市企業Cの地元発注額】 ・元請甲型JVから1次下請けである本市企業Cへの発注額のうち、本市企業Cから2次下請への発注額を控除した額を計上 ③【2次下請となる本市企業Dの地元発注額】 ・本市企業Cから本市企業Dへの発注額を計上	ご理解のとおりです。
48	第1回入札説明書等に関する質問への回答書 (入札参加資格以外に関する質問)	20	No. 287							ごみ代行処理の確保	2点目の質問(以下)について、回答を御願致します。  ②その上で、事業者に求める「ごみ代行処理の確保」の前提条件や評価の視点について、より具体的にご説明頂きたいお願い申し上げます。	事業者提案の「ごみ代行処理の確保」については、一般廃棄物処理業務の相互協力を円滑に行うための提案や相互協力時に県内の一般廃棄物処理施設のみでは処理できない事態となった場合等に対する提案を求めています。本市としては本施設が停止した際もごみ処理を継続していくための具体的な提案を求めています。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
49	第1回入札説明書等に関する質問への回答書 (入札参加資格以外に関する質問)	21 22 24	No. 289 No. 306 No. 321							地元雇用および地元発注額	地元企業から運転員等の人材派遣を受け入れる場合、地元雇用額に含めず、地元発注額に含めるとのことですが、その場合は、落札者決定基準のNo.3に記載の「地元雇用の人数」については定量的に比較評価されないとの理解でよろしいでしょうか。運営事業者ごとに地元企業への発注形態が派遣なのか業務委託なのか異なる可能性があります。地元企業からの派遣の場合、地元雇用者が派遣される可能性もあり、その場合は実質的に地元雇用を行っているとも考えられます。そのため、地元雇用人数については定量的な評価が難しいのではないかと懸念しております。	派遣会社（地元企業）から運転員等の人材派遣を受け入れる場合、落札者決定基準のNo.3に記載の「地元雇用の人数」の評価対象となりません。これは、派遣会社（地元企業）から地元雇用者が派遣される場合、応募者の努力によって提案が達成されたのではなく、偶然性に左右されるものと判断するためです。 なお、「3 入札参加資格審査に関する提出書類」に記載された企業の従業員であって、地元雇用者に該当する者が本事業に従事する場合は、応募者グループの努力によって提案を実現したものと判断できますので、「地元雇用」として計上することは可能です。ただし、この場合、「地元企業への発注予定額」と重複して計上することは不可とします。
50	第1回入札説明書等に関する質問への回答書 (入札参加資格以外に関する質問)	21 22 24	No. 289 No. 306 No. 321							地元雇用および地元発注額	落札者決定基準の評価の視点では、大きく地元雇用者の人数および給与に関する項目と地元発注に関する項目の2点に分かれております。貴市が評価を行う際はそれぞれの項目ごとに応募者の提案内容を評価されるとの理解で宜しいでしょうか。 例えば、派遣社員を多く起用する場合、地元発注額に算入したほうが地元発注額の積み上げの観点では有利な方向に働くことも考えられます。入札の公平性の観点からご質問いたします。	項目として総合的に評価します。
51	第1回入札説明書等に関する質問への回答書 (入札参加資格以外に関する質問)	21 22 24	No. 289 No. 306 No. 321							地元雇用および地元発注額	地元企業から運転員等の人材派遣を受け入れる場合、地元雇用額に含めず地元発注額に含めるとのことですが、地元企業からの派遣の場合は、様式8-4別紙にて派遣社員用の行を追加したうえで人件費は空欄とし、派遣社員の人数を記載してもよろしいでしょうか。	「3 入札参加資格審査に関する提出書類」に記載された企業の従業員を派遣する場合は、No.49をご確認ください。 「3 入札参加資格審査に関する提出書類」に記載されていない企業の従業員を派遣する場合は、人員を指定できないことから、ご提案を不可とします。 また、派遣や業務委託のいずれに関わらず、地元雇用額に含めていない場合は、地元雇用人数を記載することは不可とします。 なお、地元雇用額と地元発注額を重複して計上することは不可とします。
52	第1回入札説明書等に関する質問への回答書 (入札参加資格以外に関する質問)	23	No. 314							様式7-3-1 様式7-3-2 要求水準書に対する設計仕様	様式7-3の分冊をお認めいただきましたが、分冊の正本にも代表企業の割印を施したうえでの提出となるのではと思います。 その際の正本の表紙は様式6を用いて【基礎審査に関する提出書類-分冊】などとして提出させていただいてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
53	第1回入札説明書等に関する質問への回答書 (入札参加資格以外に関する質問)	24	No. 323							地元雇用・地元発注額	地元企業の判断基準として、『必ずしも入札公告時において地元企業として存在している必要はありません。ただし、非価格要素審査の評価項目No.4において、「具体的で優れた提案」を求めている点にご留意ください。』とのお回答があります。 単なる地元貢献金額の上積みのみを目的とした企業の設立や既存企業の貴市への本社移転などの行為は本来の地元貢献の趣旨からそれることから「具体的で優れた提案」には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。 入札の公平性の観点から質問させていただきます。	地元発注額における「具体的な提案」については、関心表明書の有無も含めて総合的に判断します。なお、関心表明書については、No.55で示した期限までに提出が必要です。
54	第1回入札説明書等に関する質問への回答書 (入札参加資格以外に関する質問)	26	No. 351							非価格要素審査に関する提出書類	第1回質問回答にて様式8-1～8-16については添付資料は認められないとのことでしたが、提案の確実性を補足する資料（地元事業者からの関心表明書など）については添付資料としてお認めいただけますでしょうか。	ご提案は不可とします。
55	第1回入札説明書等に関する質問への回答書 (入札参加資格以外に関する質問)	26	No. 351							非価格要素審査に関する提出書類	関心表明書の添付が不可の場合、様式8-4別紙の「関心表明の有無」については有無のみを記載することとし、エビデンスの提示は落札者決定後など別途という理解でよろしいでしょうか？	応募時には関心表明書の提出は求めません。ただし、落札者は落札者決定の通知日から7日以内に、関心表明書を提出してください。 期日までに関心表明書を提出できない企業（その時点で設立されていない企業や地元への移転が完了していない企業など）の関心表明は無としてください。
56	建設工事請負契約書（案）	41 42	表(2/4) 表(3/4)							表1 引渡性能試験方法（エネルギー回収型廃棄物処理施設）(2/4) (3/4)（参考）	—	【市からの連絡事項】 表1 引渡性能試験方法（エネルギー回収型廃棄物処理施設）(2/4) (3/4)（参考）の補正值について誤りがありましたので修正します。 建設工事請負契約約款の該当箇所を修正します。 詳細は修正後の建設工事請負契約約款を確認してください。